

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人宮城教育大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

宮城教育大学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(宮城教育大学297人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

(1)国立大学法人上越教育大学・・・上越教育大学は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(平成27年度:常勤職員数291人)。公表資料によれば、平成27年度の長の年間報酬額は16,391,000円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、984,000円(減額前)と推定される。地域手当や通勤手当等をかんがみると宮城教育大学長の報酬額(月額984,000円、年間17,194,000円)と同水準である。

② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

本学が定める役員に支給する期末特別手当については、役員の業績を考慮し支給額を増減できることとしているが、具体的増減率については定めていない。

法人の長の報酬水準については、他の教員養成系単科大学の長の報酬と同水準であることから妥当である。

③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末特別手当から構成されている。期末特別手当については、宮城教育大学役員給与規程に則り、基礎額((本給+地域手当+広域異動手当)+(本給+地域手当+広域異動手当)×20/100)+本給×25/100)に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお平成28年度には、人事院勧告に準じた給与法改正に伴い、下記の項目を実施した。

○期末特別手当の引き上げ

・年間3.15月分→3.25月分

理事

法人の長と同様。

理事(非常勤)

該当無し

監事

該当無し

監事(非常勤)

非常勤役員手当として、宮城教育大学役員給与規程に則り、月額100,000円を支給している。平成28年度における改定はなし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	17,434	11,808	4,867	708 地域手当 50 通勤手当			
A理事	12,770	8,640	3,561	518 地域手当 50 通勤手当			
B理事	10,496	7,620	2,126	457 地域手当 292 通勤手当	4月1日		
C理事	12,666	7,620	3,339	1,066 地域手当 552 単身赴任手当 88 通勤手当			
A監事	該当者なし			()			
B監事	該当者なし			()			
C監事 (非常勤)	1,200			()			
D監事 (非常勤)	1,200			()			

注：総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注1：「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2：「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

宮城教育大学は、教員養成に責任を負う大学として、幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校等における優れた資質・能力を持った教員を養成することを目的として、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、教員養成分野における広域拠点型の大学として教育改革、組織改革、入試改革、国際化、地域連携等の具体的な取り組み等を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、宮城教育大学の学長は、職員数約300名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

宮城教育大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。

こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当と考える。

理事

本学の理事は、上述の学長を補佐し、法人の業務を掌理するという役割を担っており、法人化以前に適用されていた国家公務員指定職俸給表を準用して報酬を決定しているため、妥当と考える。

理事(非常勤)

該当無し

監事

該当無し

監事(非常勤)

監事(非常勤)の報酬水準については、他の教育系単科大学の非常勤役員報酬水準と同水準であるため、妥当と考える。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えます。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事A	3,685 (35,010)	4 (35)		0 H28.3.31	-	
理事A (非常勤)	該当者なし					
監事A	該当者なし					
監事A (非常勤)	該当者なし					
監事B (非常勤)	該当者なし					

理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規定に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した機関（「法人での在職期間」欄の括弧の機関）をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	
理事A	当該理事は連携担当理事として、本学の運営や地域貢献・研究推進に尽力した。特に、東日本大震災で甚大な被害を被った宮城県の教育の復興、県内の児童・生徒の学力の定着・向上及び現職教員の支援を中長期的に行うことを目的とし平成23年に設置された宮城教育大学教育復興支援センターではセンター長を務め、センター長・連携担当理事として宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会と連携・協力した。当該理事の業績勘案率については、これらの業務に対する貢献度を勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0 と決定した。
理事B	
理事A (非常勤)	
理事B (非常勤)	
監事A	
監事B	
監事A (非常勤)	
監事B (非常勤)	

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

本学が定める役員に支給する期末特別手当については、役員の業績を考慮し支給額を増減できることとしているが、具体の増減率については定めていない。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

宮城教育大学職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のうち、企業規模別(宮城教育大学297人)平均支給額を参考にした。また、地域社会の給与水準に適合したものになるよう、人事院勧告等を参考としている。

(1) 国立大学法人上越教育大学…上越教育大学は、本学と同様の教員養成単科大学であり、法人規模についてもほぼ同等(常勤職員数291人:平成27年度)となっている。

(2) 国家公務員…平成28年において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額 は410,984円となっており、宮城教育大学全職員の平均給与月額は463,166円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

業務遂行に関して優れた成績を修め、本学の運営に貢献した職員に対して、昇給、昇格及び勤勉手当支給時期における支給割合の増減を行っている。

③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

宮城教育大学職員給与規程に則り、基本給(本給、本給の調整額、教職調整額)及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、入試業務手当、教員免許状更新講習業務手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(基本給+扶養手当+管理職員加算額+地域手当+役職加算額)に

6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(基本給+管理職員加算額+地域手当+役職加算額)に勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度では、人事院勧告に準じた給与法改正に伴い、下記の項目を実施した。

○本給表の引上げ

①一般職本給表(一)

- ・平均0.2%引上げ
- ・1級の初任給を1,500円引上げ

②その他の本給表

- ・一般職本給表(一)との均衡を基本に改定

○勤勉手当及び期末手当の引上げ

①一般職員

- ・年間4.20月分→4.30月分

②再雇用職員

- ・年間2.20月分→2.25月分

○初任給調整手当の引上げ

- ・支給月額の限度額を50,500円→50,600円に引上げ

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 221	歳 45.3	千円 7,552	千円 5,567	千円 82	千円 1,985
事務・技術	人 50	歳 41.9	千円 5,832	千円 4,351	千円 83	千円 1,481
教育職種 (大学教員)	人 97	歳 52.6	千円 9,196	千円 6,666	千円 88	千円 2,530
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 20	歳 42.5	千円 7,546	千円 5,635	千円 91	千円 1,911
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 53	歳 35.9	千円 6,209	千円 4,705	千円 67	千円 1,504

注1:常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:常勤職員の医療職種については、該当者がいないため省略する。

任期付職員	人 6	歳 57.2	千円 4,872	千円 4,123	千円 45	千円 749
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 57.2	千円 4,872	千円 4,123	千円 45	千円 749

注:任期付職員の事務・技術、医療職種については、該当者がいないため省略する。

再任用職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

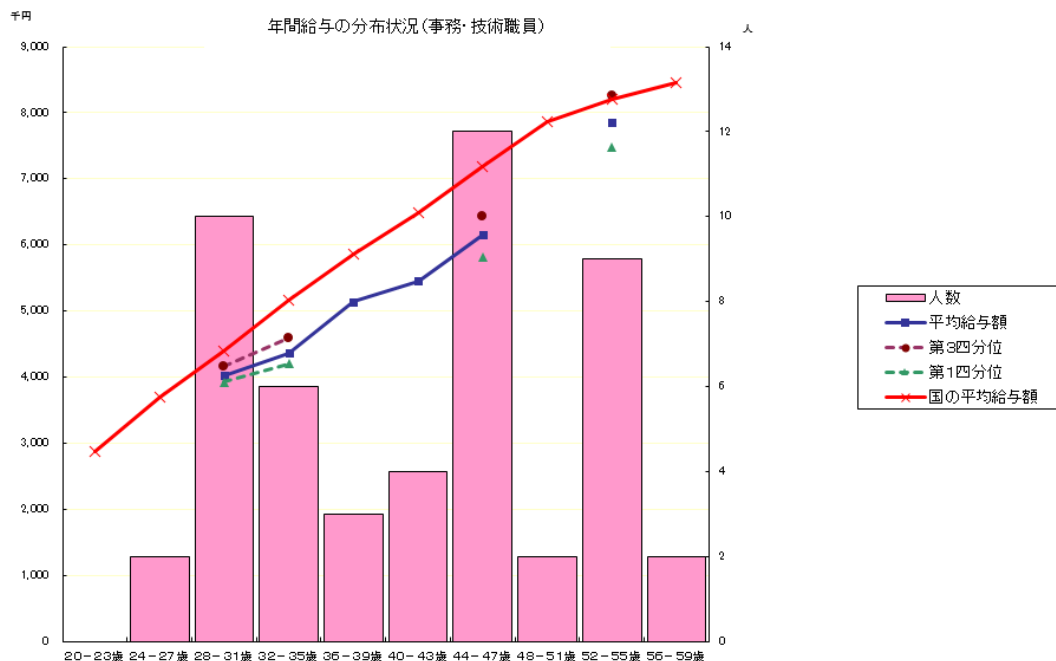
注1:再任用職員の教育職種(附属高校教員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:再任用職員の事務・技術職種、医療職種については、該当者がいないため省略する。

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、非常勤職員については、該当者がいないため省略する。

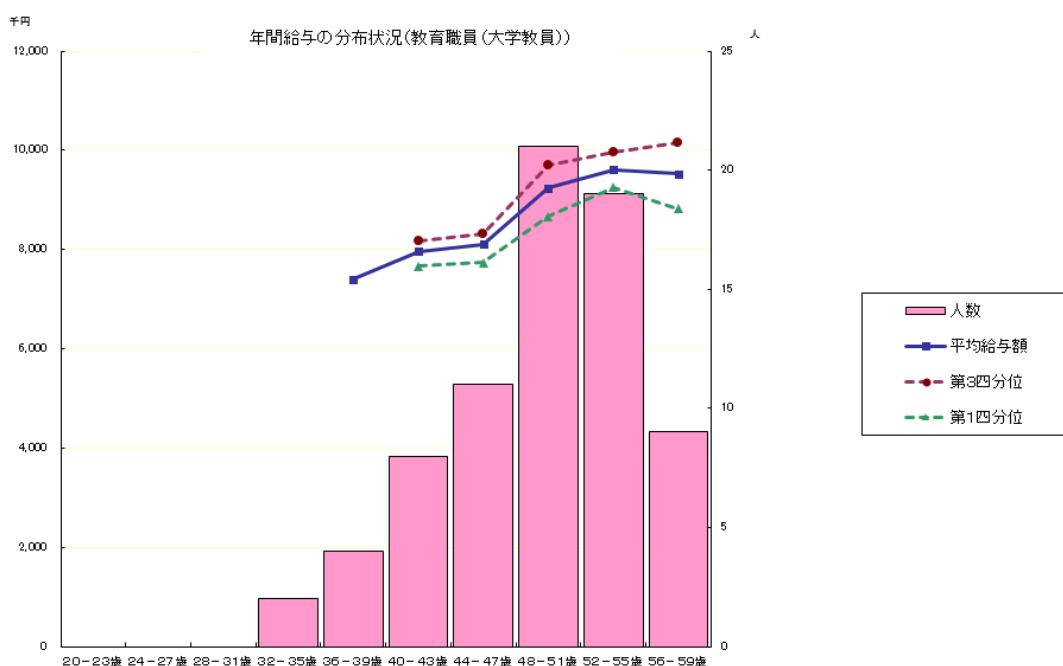
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2: 年齢24～27歳、48～51歳、56～59歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注3: 年齢36～39歳の該当者は3人、40～43歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2: 年齢32～35歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

注3: 年齢36～39歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

